

国立大学法人京都大学教職員休職規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(病気休職)</p> <p>第2条 就業規則第15条第1項第1号による休職及びその期間の決定は、教員にあつては教育研究評議会、その他の職員にあつては人事審査委員会（以下「評議会又は委員会」という。）の議を踏まえて総長が行う。ただし、本人の主治医の診断の結果に基づいて行う場合又は当該教職員から同意書の提出があった場合は、教員にあつては<u>教授会又はこれに代わる会議</u>の議を踏まえて、その他の職員にあつては人事審査委員会の議を経ることなく、総長が行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(研究休職)</p> <p>第4条 就業規則第15条第1項第3号による休職は、<u>教授会又はこれに代わる会議</u>の議を踏まえて総長が行う。ただし、単なる知識の習得又は資格の取得を目的とする場合は該当しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(病気休職)</p> <p>第2条 就業規則第15条第1項第1号による休職及びその期間の決定は、教員にあつては教育研究評議会、その他の職員にあつては人事審査委員会（以下「評議会又は委員会」という。）の議を踏まえて総長が行う。ただし、本人の主治医の診断の結果に基づいて行う場合又は当該教職員から同意書の提出があった場合は、教員にあつては<u>学系会議又は全学教員部会議</u>の議を踏まえて、その他の職員にあつては人事審査委員会の議を経ることなく、総長が行う。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(研究休職)</p> <p>第4条 就業規則第15条第1項第3号による休職は、<u>学系会議又は全学教員部会議</u>の議を踏まえて総長が行う。ただし、単なる知識の習得又は資格の取得を目的とする場合は該当しない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>